

大阪府議会へも同趣旨の陳情書を、厚労省へも要請書を送りました

## 要 望 書

件 名 児童福祉施設の受動喫煙ゼロの規定措置・制定のお願い

令和3年8月19日 提出

大阪府知事 吉村洋文 さま

要 望 者

子どもに無煙環境を推進協議会 代表理事

一般社団法人 日本禁煙学会 理事

野上浩志

### 要望の内容

児童福祉施設の受動喫煙ゼロの規定措置・制定のお願い

(1) 児童福祉施設（児童福祉法第7条1による）は、健康増進法による第一種施設として、敷地内禁煙が定められているはずですが。

しかし、同施設に入所の親子の居室がある場合は禁煙は例外規定となっているとのことで（健康増進法第40条：「人の居住の用に供する場所は禁煙の適用外とする」）、ベランダでの喫煙により、換気口や窓の開閉などを通して近接の居室で受動喫煙の危害を受け、親子ともに健康を害している（乳幼児を含め、ぜん息、呼吸器不調、咳、風邪症状、頭痛など）との大阪府内での事例相談が本会に寄せられました。

（施設管理者は、居室内での喫煙による汚れと火災防止等から居室内の禁煙を定めていて、ベランダを喫煙可としている。）

(2) 本件相談は、大阪府内の母子生活支援施設の入所者から寄せられたものですが、大阪府内にある同種の施設の状況を所管の自治体と大阪府に照会したところ、受動喫煙の対策状況は把握できていない、とのことでした。なので、今回の相談事例は氷山の一角のように思われます。

今回の相談事例については、本会より、市の所管の部署に、施設側に改善の善処を要請・指導いただくよう何度もお願いし続けているところですが、禁煙の遵守規定がないとして、施設管理者側に改善の意向は今現在までに見られず、入所の親子は受動喫煙の危害を受け続けています。

- (3) 健康増進法第 27 条は、施設管理者も喫煙者も、受動喫煙の害を周りに及ぼしてはならない配慮義務を定め、大阪府受動喫煙防止条例第 4 条および大阪府子どもの受動喫煙防止条例第 3 条も、同様の趣旨の努力義務を定めています。(別添資料 1)

[https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414AC0000000103#Mp-At\\_27](https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=414AC0000000103#Mp-At_27)  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34373/00000000/joreihonbun.pdf>  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34373/00000000/kodomo.pdf>

- (4) 兵庫県受動喫煙防止条例では「学校(高校等以下)、病院、児童福祉施設等の敷地の周囲において喫煙をしてはならない」との上乗せ規定により、児童福祉施設は例外なく敷地内禁煙としています。

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf17/zyudoukituenkaiseizyourei.html>

- ・広島県がん対策推進条例も「第 2 条(3)および第 24 条・第 25 条:児童福祉施設は敷地内完全禁煙」を規定しています。(上乗せ規定)

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/390873.pdf>

- ・山形県および秋田県も、受動喫煙防止条例と健康増進法の趣旨を踏まえ、同施設内は敷地内禁煙となっています(問い合わせによる回答)。

- (5) 健康増進法第 40 条:「人の居住の用に供する場所は禁煙の適用外とする」の規定は、元々は、ホテル・旅館の客室、鉄道や船舶の客室を想定している趣旨と理解すべきではないでしょうか。第一種施設の、しかも児童の入所施設がこの法の例外規定により受動喫煙の危害を受け続け、改善要請も無視されているのは、法および大阪府受動喫煙防止条例の受動喫煙防止の趣旨からは看過されるべきではないと思います。

- (6) 厚生労働省の「改正健康増進法の施行に関する Q & A」(27 ページ)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000525322.pdf>

は法の施行規則に過ぎませんが、この 10-1-1 の「母子生活支援施設の「人の居住の用に供する場所」として適用除外」との説明は、(子ども・未成年者・妊婦を受動喫煙の危害から守るという)法の重点趣旨を大きく外れ逸脱した恣意的な解釈で、不当性・不法性があるかと思えます。

兵庫県受動喫煙防止法条例や広島県がん対策推進条例のような上乗せ規定はその証左といえるのではないのでしょうか。

- (7) ベランダでの受動喫煙による健康被害は、上記(3)の規定を踏まえ、また(4)の上乗せ規定例を勘案すれば、被害者側が我慢し、受忍しなければならぬいわれは全くなく、施設管理者側が、ベランダの禁煙(受動喫煙ゼロ)の規定を設ければ改善・解決できるはずですし、健康増進法と

府の受動喫煙防止条例を所管する自治体側もそのように指導できるはずで  
す。

しかしもしそれがどうしても出来ないのであれば、大阪府で、受動喫煙ゼロの規定の制定、あるいは兵庫県受動喫煙防止法条例や広島県がん対策推進条例のような上乘せ規定の条例・規則を早急に制定いただけるようお願い申し上げます。

- (8) 大阪府はホームページで、第一種施設の対象となる施設の説明：「<規制の適用除外>居住又は宿泊を行う私的な利用の場所については、「人の居住の用に供する場所」として、法・条例規制の対象外です。(例)職員寮の個室、入所施設の個室の場所等。」  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34373/00000000/1-1.pdf> と記載していますが、殊更かような補足説明を明記すべきでないし、前項(6)(7)を踏まえ、改定いただきたいです。

- (9) また、国(厚生労働省)にも健康増進法の措置改定、施行規則的な上記Q & Aの10-1-1の削除、あるいは法第40条の改定の意見書提出もあわせてお願い申し上げます。

以 上

追記 以上に関連して、喫煙者の禁煙支援のために「禁煙治療費の2/3助成の予算化のお願い」を市や大阪府、議会あてに提出しているところです。

<https://notobacco.jp/pslaw/kinenchiryoseichinjo210119.pdf>

<https://notobacco.jp/pslaw/kinenchiryoseichinjo210119pptx.pdf>

※ この件は、全都道府県・政令市にもお送りし、お知らせ・要請しました。  
[児童福祉施設\(母子生活支援施設\)の受動喫煙ゼロを、貴所管下でもよろしく  
お願いします](https://notobacco.jp/pslaw/boshishisetsukinen2108.html) <https://notobacco.jp/pslaw/boshishisetsukinen2108.html>

※ 該当議会での意見陳述文です

[児童福祉施設の受動喫煙ゼロの意見陳述\(2021.9\)](https://notobacco.jp/pslaw/jidoshisetsukinen2021.9.pdf)

<https://notobacco.jp/pslaw/jidoshisetsukinen2021.9.pdf>

※ [市議会への陳情書の市側の回答](#) (2021.9.30)